

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府省庁名
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（国民健康保険税、地方消費税）	
要望項目名	国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>国民健康保険の保険者である市町村は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十五条の七第二項に基づき、国民健康保険事業納付金（同条第一項に規定する「国民健康保険事業納付金」をいう。以下同じ。）を都道府県に納めるための費用に充てるため、保険料又は国民健康保険税を徴収している。</p> ・特例措置の内容 <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）等の改正により、国民健康保険事業納付金に流行初期医療確保拠出金等に充てるための費用を含める等の改正が生じるため、市町村が当該拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課することができるようとする等、所要の措置を講じる。</p> 	
関係条文	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第703条の4第1項第1号、同条第2項第1号～第3号	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] —</p> <p>(単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民健康保険事業納付金に含まれることとなる流行初期医療確保拠出金等の費用に充てるため、市町村が当該拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課することができるようとする等、所要の措置を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国民健康保険の保険者である市町村は、国民健康保険事業納付金を都道府県に納めるための費用に充てるために国民健康保険税を徴収しており、国民健康保険事業納付金に含まれることとなる流行初期医療確保拠出金等の費用についても、市町村が国民健康保険税により徴収することができるようとする等、所要の措置を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
合理性	政策の達成目標	国民健康保険事業納付金に含まれることとなる流行初期医療確保拠出金等の費用に充てるため、市町村が当該拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課することができるようとする等、所要の措置を講じる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日からの恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	国民健康保険事業納付金に含まれることとなる流行初期医療確保拠出金等の費用に充てるため、市町村が当該拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課することができるようとする等、所要の措置を講じる。
政策目標の達成状況		—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	市町村が当該拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課することができるようになることで、国民健康保険事業納付金に含まれることとなる流行初期医療確保拠出金等の費用を確保すること等ができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	市町村が当該拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課することができるようになることで、国民健康保険事業納付金に含まれることとなる流行初期医療確保拠出金等の費用を確保すること等ができる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—